

(参考資料) 入札談合の再発防止対策について(抜粋)

国土交通省入札談合再発防止対策検討委員会
平成 17 年 7 月 29 日

. 具体的措置

1. 競争性向上のための入札方式の改善等

(1) 一般競争方式の拡大

客観性・透明性・競争性の高い一般競争方式(現在はWTOの基準額である予定価格7.3億円以上の工事が対象)を、速やかに予定価格3億円以上の工事まで、平成18年度中には予定価格2億円以上の工事まで拡大する。

なお、新たに対象とする工事に係る一般競争方式は、工事成績、技術提案等の条件を付する。

(参考)拡大の見込み(平成15年度地方整備局実績による試算)

- ・全体：金額ベースで27% 57%(概ね2倍)
件数ベースで2.3% 15%(概ね8倍)
- ・一般土木：金額ベースで30% 59%(概ね2倍)
件数ベースで2.9% 20%(概ね7倍)
- ・鋼橋上部：金額ベースで54% 89%(概ね2倍)
件数ベースで16% 54%(概ね3倍)

(2) 総合評価方式の拡大と充実

適用する工事の拡大

総合評価方式により、価格のみによらず総合的な価値による競争を促進することは、談合等の不正防止も期待されることから、そのメリットがより発揮されるよう、評価項目の充実と透明性の向上を図った上で、適用する工事を平成18年度には5割超(金額ベース)まで拡大する。

評価項目の充実

設計と工事をあわせて発注し、構造物の本体に対する技術提案を可能とすること等により、技術提案の範囲の拡大、評価項目の増加、技術評価割合の拡大等を図る。

透明性の向上

高度な内容の技術提案の評価を行う場合等必要に応じ、外部の有識者を加えた総合評価審査委員会（仮称）による審査を実施する。

6 . 発注担当職員による的確な職務遂行

発注担当職員による的確な職務遂行のため、各地方整備局等に局長を本部長とする発注者綱紀保持委員会（仮称）を設置し、必要に応じて外部の有識者の意見も聴取しつつ、研修の実施、職員向けコンプライアンス・マニュアルの作成、問題事案の調査等を行う。